

計議第357号議案  
生産緑地地区の変更

令和6年11月  
京都市

# 1 生産緑地地区制度の概要

## 制度の概要

市街化区域内において、農地等の持つ緑地機能や防災等の多様な機能に着目し、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的に、一定規模の農地等を生産緑地地区に指定し、計画的に保全するもの

## 要件

本市では、条例により、300m<sup>2</sup>以上の農地等を生産緑地地区に指定

## 2 生産緑地地区の変更

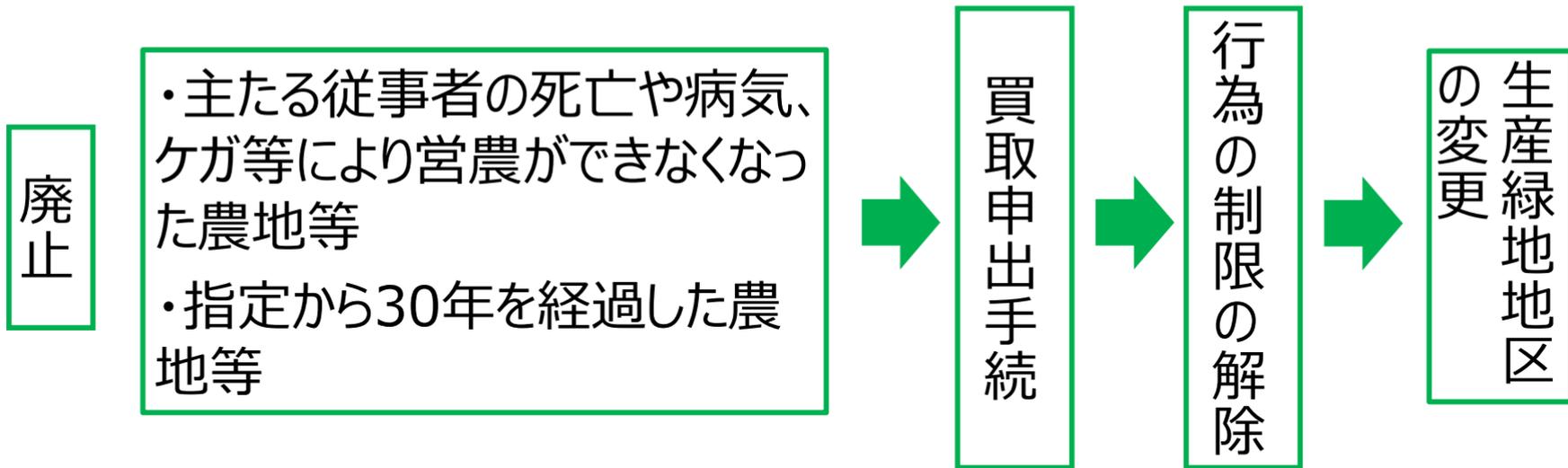
追加

・農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に効用がある農地等

生産緑地地区  
の変更

	地区数		面積
追加となる地区	1地区	約	0.10ha
面積が増となる地区（地区数は不変）	2地区	約	0.04ha

## 2 生産緑地地区の変更



	地区数	面積
廃止となる地区	△ 3 2 地区	約 △ 3. 9 4 h a
面積が減となる地区 (地区数は不変)	5 7 地区	約 △ 1 1. 0 2 h a

### 3 変更内容

	地区数	面積
①既決定の生産緑地地区	1 9 1 1地区	約4 8 9 . 9 3 h a
②増減	△ 3 1地区	約△ 1 4 . 8 2 h a
(内訳)	増	1地区 約 0 . 1 4 h a
	減	△ 3 2地区 約△ 1 4 . 9 6 h a
③今回変更後の生産緑地地区	1 8 8 0地区	約4 7 5 . 1 1 h a